



政府統計



工業統計
キャラクター
コウちゃん

2020年 工業統計調査を 実施します

工業統計調査は我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。

調査時点は2020年6月1日です。
調査票へのご回答をお願いいたします。

同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

総務省・経済産業省・岡山県・鏡野町

社会福祉協議会から 事業中止のご案内

多くのボランティア、NPO、福祉関係の方のお力により開催しております以下の事業について中止のご案内をさせていただきます。

いずれも実施に向けて準備して参りましたが、参加者及び関係者の皆様の健康、安全面に配慮した結果、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、中止とさせていただきます。

開催を楽しみにされていた関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

ボランティア・
NPO・
福祉フェスティバル

夏の
ボランティア
体験事業

戦没者等のご遺族の皆さまへ

～第11回 特別弔慰金が支給されます～

●特別弔慰金の趣旨

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

●支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族おひとりに支給されます。

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

特別弔慰金は、ご遺族を代表するおひとりが受け取るものです。
ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。

●支給内容

額面25万円 5年償還の記名国債

●請求期間

令和5年3月31日まで
※請求期間を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

請求窓口

鏡野町役場 保健福祉課 (0868) 54-2986
奥津振興センター (0868) 52-2211
上齋原振興センター (0868) 44-2111
富振興センター (0867) 57-2111

※請求者が居住する市町村になります。